

後援名義の使用に関する事務処理について
(案)

平成 11 年 1 月
原子力調査室

地方公共団体、民間団体、民間企業等が主催する博覧会、見本市、展示会、講演会、講習会、記念行事及び出版物、映画等に関して、後援、監修等の名義の使用について申請があったときは、以下のすべての条件に該当するものについて、原子力委員会において内容を検討し、適当と判断される場合に、これを承認する。

- ① その事業が、原子力の研究、開発及び利用の推進に寄与するものと認められる場合
- ② 主催者たる団体又はその役員が当該行事等の実施に相応しいと認められる場合
- ③ その事業等の目的とするところが営利でないと認められる場合
- ④ その事業等の実施方法が公平であり、特定の事業者の利益を図るものでないと認められる場合